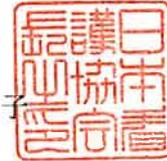


令和5年3月8日

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部長 辺見 聡 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井 トシ子



## 令和6年度予算・政策に関する要望書

わが国の精神疾患を有する総患者数は年々増加しており、市町村には地域住民にとって最も身近な相談窓口として役割の発揮が求められています。令和4年12月10日に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和6年4月1日施行）において、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援の対象者として、精神障害者のほか日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるものが加えられました。

この度の法改正により、相談支援対象者の拡大に伴う保健師の業務増加が見込まれます。しかし、現行の地域保健法には市町村の業務として精神保健に関する相談支援が明示されておらず、市町村における常勤保健師数の推移も横ばいです。

市町村保健師が精神保健に関する専門的な相談に対応できるよう、法改正による市町村保健師の業務負担への影響と実態を把握した上で、市町村保健師の増員を推進されますようお願い申し上げます。あわせて、都道府県等による市町村への支援体制の整備に向けて、ご尽力を賜りますよう要望いたします。

### 重点要望事項

- 地域共生社会の実現に向け、市町村保健師が精神保健福祉に係る専門的相談に対応できる体制整備への支援

# 1. 地域共生社会の実現に向け、市町村保健師が精神保健福祉に係る専門的相談に対応できる体制整備への支援

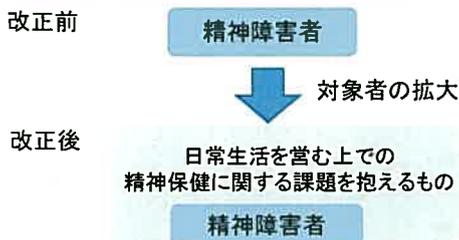
- 法改正による市町村保健師の業務負担への影響と実態を把握した上で、市町村保健師の増員を推進されたい。

(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和4年12月10日成立、令和6年4月1日施行)における精神保健に関する相談支援の対象者の拡大に伴い、市町村保健師の業務増加が見込まれる。)

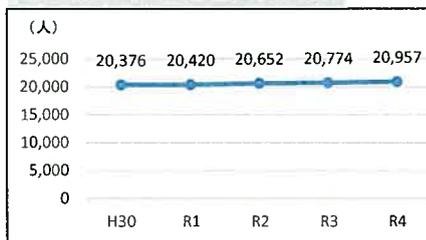
- 市町村保健師が専門的相談に対応するための支援強化
  - ・都道府県による対応困難事例への助言
  - ・都道府県による精神保健福祉に係る研修体制の充実

## 相談支援対象者の拡大に伴う市町村保健師の増員等の必要性

### 法改正に伴う相談支援対象者の拡大

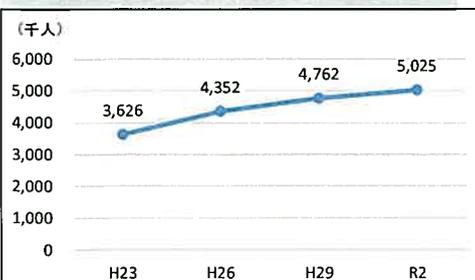


### 常勤保健師数の推移(市町村)



※厚生労働省「保健師活動領域調査(領域調査)」より作成

### 総患者数の推移(精神および行動の障害)

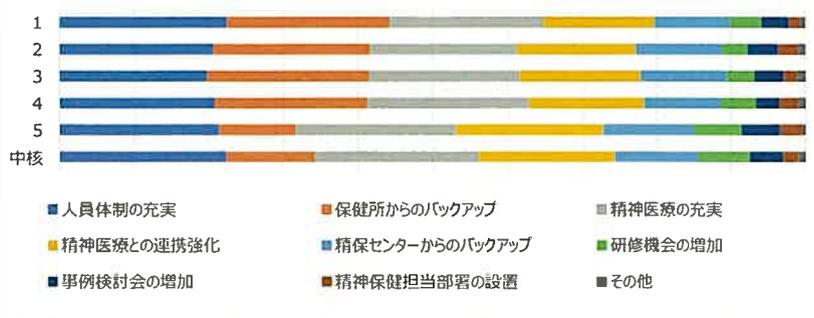


※厚生労働省「患者調査 5.傷病分類別の総患者数」より作成(平成23年から29年は、令和2年の推計方法を適用した数値を元に作成)

※平成23年は、宮城県石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値。

### 対応困難を解決するために望まれる体制(複数回答:5つまで)

1:人口1万人未満 N=336 2:人口1-5万人 N=530 3:人口5-10万人 N=188  
4:人口10-30万人 N=151 5:人口30万人以上 N=62 中核:中核市・特別区・保健所設置市 N=54 (再掲)



- いずれも、人員体制の充実や精神医療の充実・連携強化を挙げている。
- 併せて、処遇困難事例(未受診・医療中断等やひきこもり、虐待等)への対応等、保健所や精神保健福祉センターからのバックアップ(重層的支援)が求められている。

※出典:令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」(研究代表者:藤井千代)「分担研究「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究」(研究分担者:野口正行)市区町村の精神保健福祉業務に関する調査(速報値)」第3回精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会資料(厚生労働省)